

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	第5回芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会
日時	令和3年3月24日(水) 午前10時～11時30分
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	会長 大塚毅彦 副会長 石塚裕子 委員 賀集律子, 川根教子, 朝倉己作, 七村千里男, 中島洋子, 井上典彦(代理), 吉岡徹郎, 泉慶治, 竹井宏和, 木田泰稔, 辻正彦, 安達昌宏
事務局	辻都市整備課主幹, 山川地域福祉課長, 柏原障がい福祉課長 白井都市計画課長, 柴田都市整備課主査, 小栗都市計画課係長 濱砂都市整備課係員, 寺嶋都市計画課係員
会議の公開	■ 公開 ----- □ 非公開 □ 一部公開 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 会議次第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議題
 - (1) 市民意見募集の結果について
 - (2) 基本構想(案)について
- 4 その他
- 5 閉会

2 審議内容

1 開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会を開催させていただきます。

初めに、事務局より協議会の出席について報告いたします。本日、大島委員と能瀬委員が所用により欠席しております。

続きまして、協議会資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただいております会議次第と会議資料、それと、本日お席のほうに出席者名簿、座席表を配付させていただいておりますが、そろっておりますでしょうか。

それでは、次第に従いまして進行させていただきます。

次に、会議次第の2でございますが、恐れ入りますが会長から御挨拶を賜りまして、その後、引き続き、会議次第の3、議事について会長に進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

(会長)

おはようございます。芦屋市交通バリアフリー基本構想の策定協議会も、今日で第5回ということで最後になりました。これまで委員の皆様におかれまして、たくさんいろいろな貴重な意見をいただき、それをもとにいろんな意見をまとめてまいりました。本日は、市民意見の募集の結果についてと、基本構想の案について、見ていただくということになっております。

次に、会議の公開についての取扱いについて説明いたします。

本協議会は原則公開とし、議事録については芦屋市のホームページで公開いたします。傍聴については、原則希望する方の入室を認めるものとしていますが、個人情報等非公開情報を含む会議の場合は、会議冒頭で諮らせていただきます。

本日、傍聴者はおられますでしょうか。

(事務局)

本日、傍聴者はおられません。

3 議 事

(1) 市民意見募集の結果について

(会長)

それでは、次第の3番目、議事に移りたいと思います。

それでは、議題(1)の市民意見募集の結果について、事務局よりご説明をよろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、議題(1)市民意見募集の結果報告について報告いたします。

資料①をご覧くださいませでしょうか。

今回の市民意見募集は、令和2年12月28日から令和3年2月5日の間で実施しました。意見の提出人数は7人で、合計11件の意見の提出がありました。

市で市民意見募集を実施する際には、提出された意見を統計的に取りまとめるためにAからDの区分で分類することになっています。Aは、意見の提出を受けて基本構想を修正する場合、Bは、提出された意見を考慮して事業を実施する場合、Cは、提出された意見が原案に既に考慮されている場合、Dは、出された意見への説明や回答となる場合に使う指標となっています。市の回答としましては、Bの事業の実施に当たって考慮する事項が3件、Dの説明や回答を行う事項が8件です。

それでは、出された意見についてご説明します。

なお、表に記載の該当箇所のページ番号につきましては市民意見募集資料のページ番号となっているため、今回の資料ページ番号とは異なっておりますので、御注意ください。

まずは、No.1の意見についてです。内容としては、高齢化が進行する中でバリアフリー基本構想の策定は必要であり、再開発事業と一体でバリアフリー整備に取り組むことに賛同するというものです。市の考え方としましては、再開発事業の実施により、重点的・一体的なバリアフリー整備が都市機能の増進を図る上でも必要だと考えており、今後も事業の推進に向けた取組を行います、としております。

次に、No.2についてです。内容としては、コロナ禍であっても、その対策を講じた上で、まちあるき終了後ワークショップでの話し合いが必要であった、との御意見でした。市の考え方としましては、当初はワークショップ開催予定でしたが、多くの人が集まるのを防ぐため、個別のまちあるきやヒアリング調査を実施しました、としています。

次に、No.3についてです。内容としては、道路特定事業に関するもので、JR芦屋駅南側の歩道のバリアフリー化を求める内容でした。市の考え方としては、市道358号線について、歩道の狭さや車道の段差などの課題について認識しており、本構想においてその課題を明記す

るとともに、その改善を図ります、としています。

次に、No.4です。No.3同様、道路特定事業に関する意見であり、国道2号だけでなく、国道43号についても記載すべきではないか、という意見でした。市の考え方としましては、今回の構想は、JR芦屋駅を中心として通常徒歩で移動することが想定される区域を対象としており、国道43号についてはその対象としていませんが、本構想の対象区域外のバリアフリー整備については必要に応じて検討してまいります、としています。

次に、No.5、No.6についてですが、この2つの意見は同じ内容で、JR芦屋駅南口に歩道橋の設置を要望するものでした。市の考え方としては、JR芦屋駅南側では、重点的・一体的なバリアフリー化に関する取組の中で、ペDESTリアンデッキを整備し、バリアフリー化された歩行者動線を確認する予定です、としています。

次に、No.7からNo.9に関してですが、これらの御意見は市街地再開発事業に関連する特定事業に関する内容でした。

まず、No.7についてです。意見の内容としましては、再開発事業の中で創出されることを望む、にぎわいや憩いについての提案でした。市の考え方としては、JR芦屋駅南側での再開発事業などの中で、にぎわいや憩いの創出に向けた取組についても検討します、としております。

次に、No.8についてです。意見の内容としては、再開発事業の行き詰まりに対してどのように対応するのかといった内容でした。また、No.9も同様の内容に加えて、再開発事業の推進には市民の合意形成が必要だとの御意見でした。市の考え方としては、JR芦屋駅南側にはバリアフリー化に関する整備が不十分な箇所が見受けられます。そのため、本構想を策定することで、優先的な、また再開発事業などによる一体的な取組を進めます。その実施に際しましては、事業の必要性について周知を図るとともに、御理解や御協力を得られるよう取り組みます、としています。

次に、No.10に関してです。意見の内容としては、モンテメールの駐車場（南側）とJR芦屋駅のコンコースとを歩道でつなぐことを要望する内容でした。市の考え方としましては、現状、連絡橋で駐車場とモンテメールはつながっており、営業時間内はモンテメールからJR芦屋駅のコンコースに行くことができます。今後も駅利用者の利便性を向上できるよう、管理者などと協議や調整をします、としています。

最後のNo.11の意見については、同時期に11個の計画のパブリックコメントを実施したことに対する御意見であり、市の考え方としては、記載のとおり、引き続きパブリックコメントの実施方法の改善を図る旨を記載しています。

以上が市民意見募集の実施結果に関する報告であり、この内容につきましては、今月3日に市議会に報告するとともに、市ホームページでも公表しています。

議事（1）についての報告は以上です。

（会長）

ただいま、「市民意見募集の結果について」につきまして説明がありました。この件につきまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。前回も見ていただいたところ、市の考え方のところも少し修正があったように思いますが、いかがでしょうか。

それでは、この件については、御質問、御意見はないということで、次の議題（2）基本構想（案）につきまして、説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、議事（2）の説明に入る前に、まず資料についての御説明をします。

まず、資料②を御覧ください。資料②の基本構想（案）につきましては、前回御説明しました基本構想（原案）に対しまして、これまでの協議会で出された意見などを反映したものがこの資料となっております。また、資料②基本構想案の概要を取りまとめたものが資料④の基本

構想の概要版となっております。また、協議会で出していただきました意見につきましては、資料⑤意見整理に記載しておりますので、適宜御確認いただきますようによろしく申し上げます。

なお、この資料⑤につきましては、基本構想（案）の目次に合わせる形での再構成を行っておりますので、今までいただいた意見が基本構想の中でどのように反映しているのかを御確認いただけるようにしております。

最後に、資料③についてですが、資料③につきましては、これまでの協議会の中で御説明してきました本構想の策定に至るまでの経緯や、障がい者団体の方などへの実施したヒアリング調査の概要と結果、まちあるきルートに関するヒアリング調査の概要と結果、加えまして、用語解説に関する資料につきましては、基本構想の資料編として掲載予定ですので、資料③資料編として併せて配付しております。

それでは、議事（２）について説明を行いますので、資料②基本構想（案）の目次を御覧ください。

先ほどのとおり、資料②基本構想（案）は、前回の協議会資料である基本構想（原案）について、この協議会の中でいただいた意見を受けて変更や修正を行った資料です。目次に記載の１，バリアフリー基本構想の背景から、３，基本理念と基本方針、加えまして、５，重点整備事項の課題につきましては、適宜、言い回しや文言の修正などを行っておりますが、記載内容の大きな修正や変更等はしておりませんので、前回の協議会からの変更点を中心に今回は御説明します。

大きな変更点としましては、４，重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の中で、本構想到掲載の施設建築物について、そのバリアフリー整備の状況が分かる写真を掲載したこと、６，バリアフリーの実現に向けての中で、特定事業の記載内容を一部変更したこと、そして、現時点では検討するには至らないものの、将来的な検討が求められる事項を追記したことの３つが挙げられます。

それでは、１つ目の施設建築物のバリアフリー整備状況が分かる写真を掲載したことについて説明しますので、43ページをお開きください。このページから47ページにかけて、各施設のバリアフリー化の実施状況が分かる写真と整備内容の記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

次の説明にまいりますので、59ページをお開きください。

この構想到記載の特定事業につきまして、「おおむねバリアフリー化されている」との記載については、再検討が必要ではないかとの御意見がありましたので、59ページから61ページに記載の特定事業につきまして記載内容の修正を行いました。具体的には、59ページ記載の道路特定事業において、「歩道と車道の段差解消など、おおむね実施済みであり、今後も適切な維持管理を行います」という記載に変更しております。

また、60ページ記載の建築物特定事業については、公共施設、民間の施設を問わず、「バリアフリー化された施設を今後も適切に維持管理するとともに、より細やかなバリアフリー整備に取り組みます」と記載しております。

次に、67ページをお開きください。

基本構想策定後も将来的な検討が求められる事項について、その内容を整理した上で、基本理念の実現に向けた今後の取組として記載しております。

初めに、①バリアフリー施策の展開として、この構想だけでなく、長期的・全市的な視点におけるバリアフリー施策については、市全体の交通施策や上位関連計画などとも連携しながら、引き続き検討を行います。また、重点整備地区外においても、これまでの協議会の中でも御意見としてありましたように、例えば鉄道駅から公共交通機関でアクセス可能な公共施設（病院や図書館など）につきましては、また、その経路のバリアフリー化などについても検討を行い

ます。

次に、②本構想のスパイラルアップについてですが、J R 芦屋駅南地区における市街地再開発事業などの進捗状況に応じて、その事業区域内の施設や道路を適宜、生活関連施設や生活関連経路に位置づけることで、本構想の段階的かつ継続的な改善に取り組みます。

次に、③バリアフリー化の実現に向けたさらなる取組についてです。ここでは、特定事業に関する今後の取組や展開について記載しております。

まず、公共交通特定事業についてですが、人口減少や少子高齢化の進行が予想される中、移動手段として、バスや鉄道だけでなく、タクシーの重要性も高まると考えられます。そのため、誰もが利用しやすいタクシーであるユニバーサルデザインタクシーや、車椅子利用者などの一般のタクシーの利用が難しい方でも乗車できる福祉タクシーの普及に向けた取組について検討を行います。

次に、建築物特定事業についてですが、今ある公共建築物については、計画的な修繕やその維持管理の中で実施可能なバリアフリー施策について検討します。また、本構想に掲載している民間の建築物につきましても、バリアフリー整備の必要性に対する理解やその協力を得ることができるよう取り組みます。

次に、教育啓発特定事業につきましては、関係機関と協力しつつ、交通安全教育の普及とその積極的な広報活動を行うことで、交通安全教育などへの幅広い世代の参加を促すよう取り組みます。

最後に、災害時や緊急時などを想定した取組についてですが、前回の協議会でも御意見がありました非常時のバリアフリーについて、ここに記載しています。非常時の情報提供体制の充実や適正な避難誘導などの実施により、バリアなく避難施設や災害情報を利用できる環境づくりに取り組みますとしています。また、それに限らず、J R 芦屋駅南地区の市街地再開発事業などの中では、工事の進捗に応じて、事前の情報提供やバリアフリー経路の確保などにも取り組みます。

以上が、③バリアフリー化の実現に向けたさらなる取組についての説明です。

また、基本理念の実現に向けた今後の取組としては、最後にSDGsに関する取組を記載しており、理念的な記載とはなりますが、持続可能なバリアフリーのまちづくりを進めるという方針を記載しています。

基本構想（案）の内容についての説明は以上となりますが、最後に、今後の流れについて御説明します。

今までの協議会の中でも御説明してきましたように、この基本構想は令和2年度末である今月末の策定を予定しています。そのため、本日の協議会の中での御意見や文言の最終的な点検、基本構想に記載の図や表につきましては、それぞれ番号をつけることなどを行った上で、基本構想の完成につなげたいと考えております。基本構想の完成後は、国などへの基本構想の提出を行うとともに、市ホームページでも公表します。

また、基本構想の本編、資料編、基本構想の概要版につきましては製本予定ですので、完成次第、委員の皆様にもお配りいたします。

議事（2）についての説明は以上です。

（会長）

最後の御発言で説明されていた、基本構想の資料ですけれども、テキスト版やPDFなど、視覚障がいのある方にも分かるような情報の提供はどのように考えられていますでしょうか。

（事務局）

まず、ホームページ上では、PDFもしくはテキストをもって読み上げをできるような形で考えております。また、スマートフォンのアプリが必要ですが、QRコードをつけることによ

って、アプリを使い読み上げることができるということで、そういったQRコードをつけることを考えております。ただ、レイアウトの関係で、どこにつけるかというようなことは現在検討中でございます。

(会長)

完成次第、該当されるところに情報をお伝えいただきたいと思います。

この基本構想は中身が分厚くて読むのが大変だと思いますので、市民の皆さんは、まず概要版を見られて本編を見られるという形になるかと思っております。以前も、できるだけ分かりやすく市民の皆さんに情報を提供していただきたい、分かりやすく基本構想を作成していただきたいという御意見がありましたので、その点も考慮していただいたのかなとは思っております。基本構想の案について、説明がありましたが、これにつきまして、御質問や御意見をいただきたいと思っております。

(委員)

68ページで、基本理念の実現に向けた今後の取組の中の、災害時や緊急時等を想定した取組というところがございましたけれども、例えば、私の親は車椅子を使って高齢で、外に出ているときに、これからいろんな災害が急に起こることがあると思うのですが、具体的にどうしたらいいのかと思っております。例えばコープで買物しているときや今工事をしているJRで電車から降りたところにいるときに、災害が起きて、声を上げてみんな右往左往していて、エレベーターも止まっているとか、そういったときにどのような手助けをしていただけるのかなど、具体策を教えていただけたらありがたいです。

(事務局)

ここについては検討中というところも大きいのですが、まず、書いておりますとおり、前提となる基本的な内容としましては、ユニバーサルデザインの考え方に近いと思うのですが、全ての方、障がいをお持ちの方も含めて、全ての方に伝わる避難施設や災害情報について発信できるような整備を行うというところが、まずスタートです。

また、実際に災害が起こったときに、避難施設の整備であるとか、そこにおける障がい者の方がどのように生活されるかということも含めて、バリアフリーの環境は整えるべきだと考えております。

ただ、以前も御説明したかもしれないのですが、コロナ禍において、要は密になりやすい、そういう避難施設の見直しというのもございますので、そこは社会情勢、周辺の状況を見ながら、少しずつ検討していかないといけないと考えております。

(委員)

今工事しているのがすごく心配なのですね。だから、どなたかが誘導とかをするなど、最終的にはやっぱり人の力というのがすごく大切になってくると思うので、その辺を何かお示しいただけたらすごくうれしいです。

(委員)

今、JRのところ工事をされていて、整備が整ってきているなど日々感じているのですが、この資料にもありますように、南側のところにデッキをつくられて、公共施設や商業施設などをつくられるという話をずっと前からお聞きし、市議会で否決されたというお話も聞くのですが、その辺りは順調に建設の話が進んでいるのでしょうか。

(事務局)

この件につきましては、皆様、新聞等で御覧になっていただいて、御心配をおかけしておりますが非常に申し訳ございません。再開発につきましては、一昨日の本会議におきまして、今年度の再開発に係る予算の修正案が出まして、一部お認めいただけないという状況でございます。

そういう意味では、まだ議会に十分御説明できていないということもございますので、今

後、その辺を努力しながら、十分御理解いただくように努めたいと思っておりますけれども、今回のバリアフリーの基本構想につきましては、再開発があろうがなかろうがJR芦屋駅周辺においてはバリアフリー化を進めるといふ、市の大きな考え方においては少しもぶれるところはございません。

ただ、再開発事業そのものは、南側のバリアフリー化を進めるための効果的な手法であることは間違いございませんので、ここについても引き続き努力しながら行っていきたいと思っております。

(委員)

予算を見直しされてお話を進められるということなのですか。

(事務局)

今の議会の御意見というのが、一部の御意見につきましては、例えば再開発事業そのものを見直す必要があるのではないかという御意見もいただいています。その再開発事業以外の事業手法というのも検討するように言われているのですけれども、今までずっと検討してきた中で、ほかの事業手法ではこのバリアフリー化であるとか交通課題の解決とか危険性の改善ということは難しいと考えていますので、再開発で進めたいと思っておりますけれども、今それが進められないような予算の修正をいただいておりますので、残った予算で少しずつ進めながら、あわせて、議会と話をしながら、御理解、御納得をいただけるように進めたいと考えております。

(委員)

進められたいというそのお気持ちは分かるのですけれども、結局、予算が認められないと、計画どおりには進まないかもしれないということもあり得るということですか。

(事務局)

実際、予算の否決は、令和2年度の議会の中でもいただいております。計画は少し遅れているというのが現状でございますので、確かにそういったところもあるのですけれども、議会から言われているのは、この再開発事業そのものを見直さないといけないということです。その議会の求めに応じるというのはなかなか難しいということがございます。

ただ、なぜ難しいのかとか、なぜほかの事業ではできないかという御説明がまだ十分できていないと感じているところもございますので、そこを十分説明して、分かっていたら進めることを考えております。それをほかの事業手法に大きく変えろとか、今の再開発の内容を根本から見直すこと、白紙に戻すということは、現時点では考えておりません。

(委員)

障がい者の立場からいいますと、こういうバリアフリーをどんどんやっていただければいいということで、ぜひともお願いしたいということでございます。

ただ、思っていますのは、せつかくのこういうことの中で触れていないのが、芦屋市全体の人数が減ることですけれども、それに対してどう対応するのか。これはここだけじゃないのでしょけれども、私の考えなんかでいいますと、もっと発展してもらいたい。これだけの大きい事業をやるのですから、その辺も加味するような、そこまで大きくやって人も流入して、いい形になってもらいたいということの考え方が出ていたらうれしかったなと思えます。

(委員)

精神の障がいの家族会としては、外に出ていっても、心癒されるようなところになるようにということをみんなが望んでいます。新聞を見たら再開発でちょっと行き詰まっているようなので、みんな心配しているみたいなのですけれども、その辺をソフト面も含めて、もっと進めていっていただきたいなと思っております。

(委員)

まちあるきのときに、かなり障害がある道路などいろんなところがありましたけれども、それが基本構想に書いたものが全部できるものではないと思うのですが、それがどれぐらいできるものかなと思っています。

視覚障がい者の会で定例会を毎月しているのですが、今、JR南側が日々何か変わっているようなことがあるので、交通的にかなり難しいです。バス停へ行く、タクシー乗り場へ行くという中で、ガードマン設置でもう少し誘導がしてもらえたらなという意見も出ています。

なので、バリアフリーデザインという形で取り組んでもらっているのはいいのですが、やはりそれに似合った形にしてもらいたいなと思っています。

(委員)

皆さん御議論いただいて今回の案を策定されたということで、これを今後推進していくというところでございますが、この結果には直接関係ないかもしれないのですが、コロナということで、公共交通事業者の観点からしますと、アフターコロナでお客様の御利用状況というところはかなり一変し、現在の深夜時間帯、夜の遅い時間帯のお客様についてはかなり減っているという状況で、その状況が見えないというところもございますので、そういった状況を踏まえながらも、今回、特定事業等で当社等も計画を図っておりますが、そういったところの推移を見ながら、また、そのところの対応については、アフターコロナの状況を見て柔軟に対応させていただければなと考えております。

(委員)

JR芦屋駅につきましては現在工事中でして、先ほど御意見ありましたように日々状況が変わっているような形で、御不便をおかけしているなと思っております。ただ、一定警備員の配置などもしておりますので、そういったところで配慮はさせていただくということもございますし、もし何か、先ほど話がありました災害時みたいなことがありましたら、要は弊社の施設内でそういった方がありましたら、その御利用のお客様については、弊社で責任を持って安全なところまで御避難いただくということは通常のオペレーションとしてさせていただきたいと思っております。例えば津波であったりとか、そういったことの想定も日々やっておりますので、地震であったり、そういった避難誘導といったところも、定期的に訓練はさせていただいております。

芦屋駅につきましては、改良は進んでいっておりますが、弊社の全体的な状況としましては、やはり御利用のお客様はかなり減っているということもございまして、それ以外の安全設備であったりとか、そういったところの投資というところも要はなかなか進んでいかないという状況もございます。あるいは、芦屋のような大きなところではないんですけども、例えば地方の鉄道などについても見直しをしないとイケないという状況もございまして、そういったことで御不便をおかけするようなことというのは今後ある可能性があります。

芦屋市においては、今後、再開発、再整備に向けてとなくなっていきますので、そういったところにおいてはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(委員)

この協議会で警察に求められる点といいますと、基本的には信号の整備というのが一番主たるところかなと考えております。昨年も陽光町のほうで音響式の信号を1つつけさせていただいたのですが、県下に誘導型の音響式の信号というのは68か所ございまして、うち5か所は芦屋市内についております。その割合は高いのですが、ただ、付加装置の「ピヨピヨ・カッコー」という音の信号ですが、これについては芦屋市内は10に満たないというところで、現在、本部とも話を詰めましていろいろ予算を取れるように頑張っておりますが、まだ、コロナのせいにしてもいけないのですけれども、予算の問題がございまして、これについては、うちから県の予算を取れるようには強力で進めていきたいなと考えております。

ただ、昨年の交通事故の発生状況なのですけれども、令和元年が、芦屋市内の交通事故、人

身の交通事故が330件ぐらいでございました。昨年（令和2年）は270件で、60件ぐらい減少しているわけでもございまして、これは県下的にも同じなのですけれども、15%から20%ぐらいいずれのところも減少しております、これはやっぱりコロナで皆さんの移動が少なくなったのかなというところがございます。

こういうことは我々としては非常にうれしいことではあるのですが、ただ、経済界の方からしますと、やはり収益につながってくるところもございまして、総じては結局、県予算が減額するのではないかと、そこから全ての警察の予算も全部出ておりますので、こういうところも加味しながら、今後、うちのほうも事業を取り組んでいかないといけないのかなと考えております。

いろいろお話が出ています災害時のこととか、これも警察はもちろん絡んでくるのですが、警察官は兵庫県内で約1万1,000人、職員を含めると約1万2,000人おります。バリアフリーとかこういった事業を進めていく中で警察に求められるのは、常々、信号機とかハード面のことが多いのですが、私個人的に考えますのは、やはり警察という1万人以上のマンパワーというところは非常にお力添えになれるのではないかなと考えておまして、つきましては、こういう警察官に対する今後の教育を進めることが主たる目的というか、皆さんのお力添えになるのではないかなと考えております。そういうことにも目を向けていけたらいいかなと考えております。

（委員）

この協議会に参加させていただきまして、いろんな皆さんの御意見をお聞きしまして今後の行政にも反映していきたいなということで、お礼を述べるとともに、今回の重点整備地区の中で、国道2号については、目標を長期的ということであらうたっただいておりますけれど、一般的な常識の長期ではなく、近い長期というのですか、ここ数年という形で整備はしていきたいと思っております。

それと、パブコメのほうで国道43号の御意見もいただいております。回答としては、必要に応じてということで御回答を市のほうからいただいているのですけれども、過去にも、重点整備地区であった市役所周辺、阪神の駅周辺において、皆さん御存じのように、市のほうで、エレベーターを横断する1基、市の敷地内、それと反対側の南側に1基ということで、エレベーターの整備をしております。

それと、平成31年に、国土交通省が指定する区域ということで、打出の交差点、具体的には若宮の歩道橋というところがあるのですけれど、そのルートがバリアフリー法に基づく特定道路ということで位置づけられました。平成31年に予算要求をしていく中で、令和2年度に事業化ということになって、業者がようやく決まり、今エレベーターの設計をしており、もう少しすれば、歩道橋の横の植栽帯のところ地下を調べるためにボーリング調査を2か所させていただいて、設計が仕上がりますのが大体今年の夏頃になります。それからその設計に基づいて工事発注ということで、もうしばらくすれば、管理の時間の制限等はこれから議論になっていくかもしれませんけれども、打出交差点において朝から夜暗くなる頃までエレベーターを利用していただけの予定で、今、芦屋市とも一緒に進めており、また工事も始まりますけれど、御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それと、私の直接担当ではないのですが、先ほど災害という項目がありました。芦屋市の中では無電柱化ということでこれから事業が進められるということで、今、調整、設計等をしているところです。国道43号が中心なので、歩道部に電力や通信の管を入れて、将来的には電柱を抜いていくという事業も進めていって、地震が起きたら電柱が倒れて阻害とか被害になりますので、そういったことをなくしていくという事業も今進めていっておりますので、芦屋市の中でいろいろと御迷惑をかけるような工事が続くと思っておりますけれども、その辺も御理解いただきたいと思ひます。

(委員)

まず、先ほど委員から、再開発事業の進捗とこの構想との関係性を御心配されているということがあって、私も同じようなことなのですけれども、先ほど事務局のほうからも、バリアフリーをしていくということは揺るがない構想であって、その1つの手法として再開発があるのだというお話だったので、再開発事業が今後どうなっていくかというのは分からないのですけれども、その辺はこの構想を公表する際、十分な説明をしたほうがいいのかと思います。また、今後、この構想ができましたらスパイラルアップをやっていくと思いますので、そのときにも、その辺は分かりやすくやって説明していけたらいいのかなと思います。

この構想の中で県道の芦屋停車場線の整備がございます。整備する上で今後また芦屋市と話をさせていただくとともに、住民の方々の協力も仰ぎながら、それらの工事をできるだけ早期に進めていきたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

JR再開発、非常に御心配をおかけして申し訳ありません。議会のほうからは、多額な費用がかかるということと、その費用をかけて効果があるのかという御指摘を受けています。議会の御意見をいろいろお聞きして、再検証をして、6月議会がありますので、そこで御報告をして、御判断をいただきたいなと思っておりますので、もう少しお待ちをいただけたらなと思います。

次に、道路についてお話をしておきたいと思っております。まだ具体的に決まっているところはないのですけれども、基本的に今は、道路は自動車を基点に考えていますけれども、これからは歩行者を基点に考えたいと思っております。全国的な潮流なのですけれども、車両を両方通行をしますと、周りの用地を買収しない限りは広げるということはできないのですけれども、これを一方通行化する、そうすれば歩道が広がります。そうなれば、周りに店舗があれば店舗と一緒ににぎわいをつくっていくみたいなことができないのかなと思っております。

都市計画マスタープランの中では、芦屋川の左岸、右岸は非常に歩道も狭いですし、空間として狭いので、一方通行化ができないかということで具体的に挙げている箇所です。せつかなので、交通の問題だけではなく、芦屋川にどう親水していくかということと、沿道に店舗もありますので、にぎわいが創出できないかと考えています。この3点を切り口に考えていきたいと思っておりますし、芦屋川だけではなくて、ほかのところでも一方通行化して効果がありそうなどころがありますので、検証していきたいと思っております。

それと、防災のことを聞いていただいたと思うのですけれども、多数の方が使われる施設、例えばコープさんとかモンテメールさんなどはその責任者の方が誘導していただくということになっています。店舗の方も含めてですけれども、心のバリアフリーということで、誰もが自然に助けられるみたいなどころを目指すのかなと思います。一方、御家庭に帰られたら、地区防災計画など、地区の方々にいろいろ助け合って考えましょうという取組も進めていますので、そのように御理解いただけたらと思います。

(委員)

福祉部は、今年度は高齢者の計画、介護保険の計画や障がい福祉の計画を策定しておりますし、来年度は地域福祉計画の策定予定がございますので、それに向けて、今年度は検討部会とか市民会議とかに取り組んでいるところなのです。当然ながらバリアフリーとか共生社会とかノーマライゼーションとか出てくるのですけれども、こちらの基本構想でも、そういうキーワードといいますか、心のバリアフリーということが入っていることに関しまして、社会全体がそういう方向に進んでいるのだなと改めて感じているところです。

よく福祉とは、ということと言われるのですけれども、難しい定義ではなくて、我々も時々使うのですけれども、福祉というのは普通に暮らせて幸せになるということだと思っておりますので、これからも、福祉部だけじゃなくて市全体として、まちづくりに取り組んでいき

いと思いますので、今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

(副会長)

この1年半ほど、5回にわたる会議で、市民の皆様、それから事業者の皆様には、本当に建設的な御議論をいただき、とてもいい協議会だったなと私自身思っております。事務局の皆様にもかなり厳しい御意見をさせていただきましたけれども、非常に丁寧に一つ一つ対応してくださったので、ハードの整備などがこのコロナのこともあってなかなか見通しが立たない中で、先に続くいい構想になったのではないかなと思っております。

先ほどから再開発の話も出ていましたが、事務局の御説明にもあったとおり、今後、進捗管理をはじめとした継続的なスパイラルアップの取組がなされるということで、再開発事業についても、臨機応変にこういう場で議論できるような形をつくっていただくと非常にいいのではないかなと思います。

そして、何人か御意見がありましたけれども、やはりハードだけでは完全なバリアフリーというのはできないのです。なので、ハード整備についても、こうでなければならないというのではなくて、その時々に応じて、この場に集まっていच्छるような方々のいろんな多様な意見をどれだけ反映できるかということにかかっているのではないかなと思います。

その最たるが災害時の対応だと思います。これについては全国どこでも、世界的にもと言ってもいいかもしれませんが、実務的にも研究的にもまだまだこれからの分野です。私もバリアフリーのこういう施策に関わって20年ぐらいになりますけれども、やっぱり一番見落としていたのが災害というか、防災とバリアフリーだなと思っていて、ここ数年、それをテーマに研究をさせていただいていますけれども、例えば福祉とかバリアフリーというテーマのこういう会議では、今日御参加いただいている多様な市民の方に御参加いただける場というのがようやく当たり前につくられるようになってきましたけれども、先ほどの防災の場面であったりとか、あと、先ほど道路空間の再配分でにぎわいづくりをしたいというお話がありましたけれども、例えばそういう場ですとか、様々なまちづくりの場面にどれだけ、少数派であったり、社会的に弱者であったりという方々の参加の場をどうつくっていくのかというのが、これからのまちづくりの最大のポイントではないかなと思っております。

なので、今日、JRさんや芦屋警察さんからもすごく心強いコメントをいただきましたけれども、例えばJRさんがされる防災訓練の場に、芦屋駅でする場合であれば、芦屋の例えば今日御参加いただいているようないろんな障がい団体の方に御協力いただくとか、あと、警察さんもいろんな研修などをされていると思うのですが、そこに障がいへの理解という場面を設けていただくとか、なかなか難しいことなのですけれども、そういう小さな積み重ねが安全安心なまちづくりに結局はつながっていくのではないかなと思うのです。ハードもソフトも決まった制度や枠組みだけで対応していたら、何か起こると想定外になってしまいます。

なので、そういう意味で、小さなことでも少しずつ積み重ね続けていくということが大事だと思っておりますので、この協議会で実施された丁寧な取組を継続していくとともに、ほかの分野にもきちっと広げていくことが当たり前になっていくようになるといいなと思いますし、そのきっかけにこの基本構想がなるといいなと思っております。本当に皆さん1年半どうもお世話になりました、ありがとうございました。

(会長)

サステナブルというか、持続的にというところがやはり大事なかなと思います。こういう基本構想を策定しても、それをより良いものにしていくという努力を日常から行政と市民の皆さんと一緒にやっていくということが本当に大事なことだと思います。

そういう意味では、先ほど委員が言われましたが、私は個人的に、将来的に芦屋川を誰もが桜まつりのときなどに楽しめるようになるとうごくいいのかなと思ったり、私は芦屋市民ではないのですけれども、市民以外の方も訪れて楽しいとか、快適であるとか、癒やされるとい

うことがすごく大事なかなと思います。

それともう1つは、今後はぜひとも芦屋市全体のバリアフリーについてマスタープランをぜひ考えていただきたいなと個人的に思っております。

ほかに、御質問や御意見はありますか。

(委員)

先ほど無電柱化されるというお話をお聞きしました。中に埋めて災害が起きたとき、例えば地中の中で電線が切れたとかで停電してしまったとき、地上のほうが電気はつながりやすいのかなと思ったりするのですが、無電柱化したときに、そういうリスクというのはどれぐらいあるのでしょうか。

(委員)

普通に上空に線を這わした場合と地下の場合とでは、被害率というのは全然違うのです。だから、無電柱化のほうが停電する可能性が低いということと、あと、万が一停電した場合、どこでというのはなかなか分かりにくいのですが、そこは国交省さんでいろんな開発をされて、簡単に位置を探れる方法の検討をされています。

弱点と思うのは、高潮等での浸水です。ただ、頻繁に芦屋市内でも浸水をしているわけではないので、そこはバランスかと思えます。だから、バランス的には無電柱化したほうが災害には強いということはあると思います。

(委員)

電柱と比べてのリスクはということに対しては、電柱というのは少しの地震であれば線が切れるだけなのですが、東日本大震災や阪神・淡路大震災でありましたように、電柱が倒れると、道路が寸断されてしまうということで、今回、国で国道43号を重点的に整備しますのは、緊急輸送道路の指定もされていますので、電柱が倒れて緊急物資が届かないということもなりかねませんので、そういったところは整備していきます。

また、市内のまちなかであれば、リスクからすればお金もかかりますけれども、無電柱化で道路幅員が少しでも広がり、景観上もよくなるので、効果はあるのかと考えているところです。

(委員)

景観上よくなるのはもちろん素晴らしいことだと思っておりますけれども、心配だと思うのは、例えば地震だと、地中の中が動いて地割れしたりすることもありますけれども、そういうときに、中で線が切れたときは、地上のほうが補修などがしやすく、地中だとなかなか電気が復旧しないのかなと思ったので。

(委員)

電線が切れるくらいの地震だと、電柱が全部倒れていますから、もう一回、新しい電柱を立てる必要があります。地中であれば、損傷している部分だけ外に出して繋ぐなど、いろいろな工夫はできますので、大きな災害のときは、そのほうが復旧が早いかと考えます。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

それでは、今いただきました御意見につきましては、可能な範囲で反映、整理をしまして、基本構想を仕上げたいと思っております。先ほども事務局から説明がありましたように、事務局が考えているスケジュールでは、再度協議会の場をこの年度内に持つということは難しいと思っておりますので、最終的な案につきましては私と副会長と事務局で調整をしていくということで御了承いただければ、それで進めさせていただこうと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長)

それでは、そのように進めさせていただきます。

4 その他

(会長)

それでは、次第の4番目にありますその他として、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局)

それでは、事務局より、その他ということで2点ございます。

まず1点目が、策定協議会と委員の皆様の任期についてでございます。

この策定協議会は基本構想の策定を目的としておりますので、協議会としましては本日をもって終了させていただきます。先ほど会長からも説明していただいたとおり、再度、中身の点検をさせていただきます。引き続き基本構想の完成に向けて進めてまいります。

なお、本基本構想の策定完了をもって委員の皆様の任期は終了となります。基本構想が出来上がりましたら皆様に送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に2点目が、今後の進行管理の体制についてでございます。

基本構想(案)の最終章にも書いてありますように、スパイラルアップということで継続的な進行管理をしていきたいということで、来年度以降、新たな会議体というものを立ち上げる予定でございます。具体的な体制については検討中でございます。この策定協議会の事業者様であったり団体様には何らかの形で御協力を賜りたいと考えております。その際はまた再度御依頼をさせていただきたいと思っておりますので、御協力いただければ幸いです。

5 閉会

(事務局)

最後に、閉会に当たりまして、市長から御挨拶をさせていただきます。

(市長)

いつもお世話になっております。伊藤舞でございます。

本日は御多忙の中、芦屋市交通バリアフリー基本構想策定協議会に御参加賜りましてありがとうございます。会長、石塚副会長をはじめといたしまして、委員の皆様には昨年の12月からこの協議に御参加いただきまして、貴重な御意見をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。

今回の取組は、芦屋市の玄関口でございますJR芦屋駅周辺地域の重点的、そして一体的なバリアフリー化に取り組むために、JR芦屋駅の南地区の再開発事業と併せて、このバリアフリー基本構想を策定しようということで取組をさせていただきました。委員の皆様の貴重な御意見を基に、各関係団体、関係機関、市民の皆様とともに進めてこられましたこと、大変にうれしく思っております。特に、昨年からの新型コロナウイルス感染症が起りましたので、皆様には工夫を凝らしていただきながら御協力いただきましたこと、感謝申し上げます。

JR芦屋駅南地区の再開発事業に関しましては、今、議会のほうから事業手法の変更を求められておりますけれども、芦屋市にふさわしいまちづくりといたしましては、やはり再開発事業を進めていかなければならないと思っておりますので、議会から理解をいただきますように取り組んでまいります。

今後も、本市が国際文化住宅都市として発展してまいりました歴史を継承しながら、魅力あふれるまちづくりを行ってまいりたいと思っております。そのためには、委員の皆様をはじめといたしまして、各管理団体の皆様、そして事業者の皆様のみならずの御協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、これからもすてきなまちづくりを行っていききたいと思います。

ので、引き続き、御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしく願いをいたします。そして、皆様のますますの御健勝をお祈りいたしまして、簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

(会長)

それでは、本日の協議会は以上でございます。

本当に熱心に1年半御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。